

[講演要旨]

明応年間の関東地方における地震津波被害像と明応関東地震について

浦谷裕明*(1)・小川典芳(1)・久永哲也(2)・内田篤貴(2)・武村雅之(3)・都築充雄(3)

(1)中部電力株式会社 (2)日本物理探査株式会社 (3)名古屋大学減災連携研究センター

§ 1. はじめに

筆者らは、南海トラフで発生した 1498 年明応地震津波(「明応東海」と記す)について、これまで東海地域を中心に調査を行ってきた(久永他(2014)など)。

明応年間の鎌倉の津波被害が、これまで「明応東海」によるとされてきたことについて、近年、史料の再評価や地質学・考古学的調査等から検討され、明応年間における相模トラフを震源とする地震津波(「明応関東」と記す)の発生についても議論されている(金子(2012), 片桐(2014), 藤原(2015)など)。

本研究は、筆者らが「明応東海」に関して実施した関東地方における明応年間の津波被害に関する調査結果(久永他(2015))を踏まえ、これらの津波被害の要因が南海トラフを震源とするか、相模トラフを震源とするかについて検討した。

§ 2. 明応年間の関東における被害記述

明応年間の鎌倉を含む関東における津波被害を記述した史料には、その被害の日付として、「明応東海」の発生日として知られる明応七年八月二十五日(日付①)とするものの他、明応四年八月十五日(日付②)と、「明応東海」発生日と異なるものがある。

日付①の被害を記述する史料には、『塔寺八幡宮続長帳(異本塔寺長帳)』、『会津旧事雑考』などがあり、鎌倉と共に江の島の被害が書かれる。これらの史料は、共に江戸時代以降における成立が知られ、特に『塔寺八幡宮続長帳(異本塔寺長帳)』では、古い時代のことは、『塔寺八幡宮長帳』を基にするとされるが、『塔寺八幡宮長帳』における日付①の記事では、地震の発生を記しているのみで、被害地については記述していない。

日付②の被害を記述する史料には、『鎌倉大日記』や『熊野年代記』などがあり、鎌倉における比較的大きな津波被害が書かれる。この日付の信憑性について疑問がもたれている一方で、片桐(2014)は、『鎌倉大日記』の日付②における被害記事について検討し、当該記事は、明応年間から十年程も経っていない時期に、鎌倉あるいはその近辺の居住者によって記された可能性が高く、信頼できる、としている。

このように、明応年間における関東の津波被害については、その要因を明応七年八月二十五日の「明応東海」として扱う明確な根拠はないように思われる。

§ 3. 明応年間の関東における被害像について

明応年間の関東における被害要因の検討として、各地における明応年間の被害像を、元禄関東地震津波(「元禄関東」と記す)、大正関東地震津波(「大正関東」と記す)、安政東海地震津波(「安政東海」と

記す)による被害像と比較検討した。

宇佐美では、金子(2012)による宇佐美遺跡の発掘調査から 15 世紀末の津波堆積物が発見されており、金子(2012)では、その要因として日付②における「明応関東」の発生を指摘している。金子(2012)により津波堆積物の広がりから推定される宇佐美の被害の様相は、「元禄関東」および「大正関東」において浜堤を越えて浸水したとされる津波被害(羽鳥(1975, 1984))と、その様相が比較的類似する一方で、集落への被害がなかったとされる「安政東海」による被害(羽鳥(1984))とは様相を異にする。

鎌倉では、浪川(2014)による明応年間の津波被害の検討から、津波が段葛へ至った、と推定され、「元禄関東」や「大正関東」による被害の様相(羽鳥(1975))との比較において相応の類似性が窺える。一方、「安政東海」による津波被害はあまり知られていない。光明寺では、「元禄関東」や安政江戸地震による地震被害を記している(浪川(2012))一方で、「安政東海」についての記録が知られていないことに鑑みれば、同地震についての記録の欠損と言うよりは、被害は軽微で、特記されなかったのかも知れない。

小湊では、明応年間の被害として、誕生寺の流失や地盤沈下があったなどとされ(萩原他(1982), 寺尾(2000)), 誕生寺においても流失被害が伝わっていたが、元禄以前のことを記した史料はなく、明確にはわからなかった。少なくとも海辺にあった堂舎が流失する程度と考えることは出来そうである。「元禄関東」については、誕生寺における流失被害と共に、小湊における 1m 程度の地盤沈下があったとされ(宍倉(2003)), 誕生寺においても被害を記した曼荼羅が残されていた。「大正関東」・「安政東海」では、誕生寺の被害は知られておらず、歴史記録が豊富な誕生寺においてはこれらが特記されるものでは無かったと考えられ、明応年間の被害様相とは異なる。

以上のように、データは限られるが、明応年間の被害様相としては、南海トラフ沿いの地震による被害様相に比して、相模トラフ沿いの地震による被害様相の方が近いように思われる。

§ 4. おわりに

明応年間の関東における被害について、史料状況からは、「明応東海」によるものとして扱う明確な根拠はないように思われ、その被害像からは、相模トラフ沿いの地震による被害様相に近いように思われる。

ただし、地震本部(2014)や藤原他(2015)で指摘される、明応年間に対比される地形的痕跡が見つかっていないことなどに留意しなければならない。